

インサイダー取引規制の明確化について

金融審議会第一部会 委員
住友商事株式会社
取締役 常務執行役員
島 崎 憲 明

1．はじめに

-インサイダー取引規制の明確化を求める声

2．具体的改善点

- (1)重要事実に係るバスケット条項の見直し
- (2)軽微基準の改善・個別列挙された重要事実の削除
子会社の解散、自己株式取得・処分
上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除
- (3)事前相談制度の整備(問題なしとされたものの免責)
- (4)適用除外取引の拡充
重要事実を知る前に、投資顧問会社、信託銀行、証券会社等に運用を委託している株式売買や、重要事実を知る前に作成した計画に基づく株式売買(継続的な売買でない売買を含む)、取引先持株会による株式の買入れの適用除外取引への追加
- (5)ストック・オプションの短期売買差益返還義務からの適用除外
- (6)公表措置に係る 12 時間ルールの撤廃

3．おわりに

サンクシヨンの強化・多様化を行うのであれば、その前提として、規制内容の明確化は不可欠

以上